

「くるみ」の食物アレルギー表示が義務になりました

2023年3月9日、食品表示基準が改正され、推奨表示品目だった「くるみ」が特定原材料の品目に追加されました。これにより、食物アレルギーの特定原材料(義務表示対象品目)は、「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)」の8品目になりました。アレルギー表示の対象品目については、食品表示基準で表示が義務付けられている特定原材料と通知で表示を推奨されている特定原材料に準ずるものの2種類があります。これらは定期的な実態調査により適宜見直しが行われています。

今回の改正では、くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、格上げされることとなりました。このため、原材料に「くるみ」を含む食品を製造している事業者の皆様につきましては、経過措置期間(2025年3月31日まで)以内に表示ラベルの切り替えを行う必要があります。

原材料や製品の表示ラベルを再確認し、「くるみ」のアレルギー表示漏れがあった場合は、速やかに表示するようにしましょう。また、必要に応じ、原材料の製造業者等にも「くるみ」の使用有無について再確認するようにしましょう。

なお、特定原材料等の対象品目については、喫食する方の体質によっては重篤な症状(アナフィラキシー等)を引き起こし、最悪、死に至る場合があります。経過措置期間は設けられているものの、健康被害防止の観点から、可能な限り速やかに表示ラベルの切り替えを行うようにしましょう。

特定原材料 (義務表示)【8品目】

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして表示が義務化されたもの。

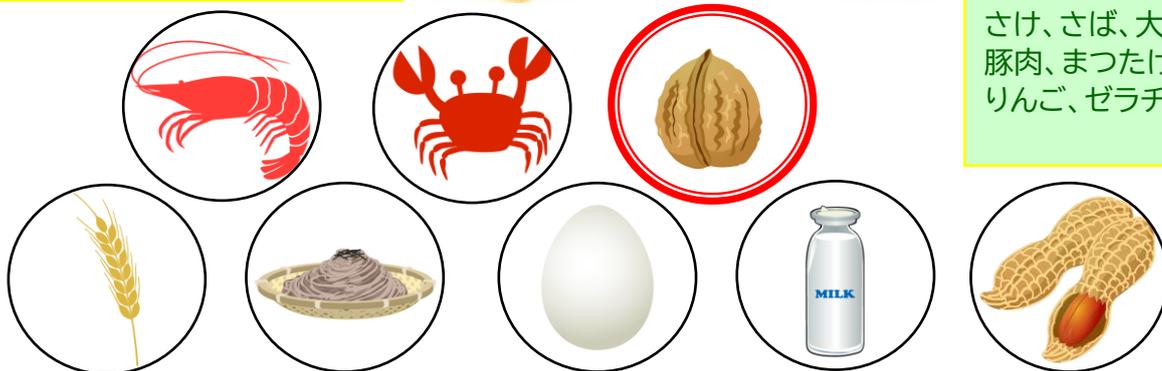
(対象品目)
えび、かに、くるみ、小麦、
そば、卵、乳、
落花生(ピーナッツ)



特定原材料に準ずるもの (推奨表示)【20品目】

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものとして可能な限り表示することが推奨されたもの。

(対象品目)
アーモンド、あわび、いか、
いくら、オレンジ、カシューナッツ、
キウイフルーツ、牛肉、ごま、
さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、
豚肉、まつたけ、もも、やまいも、
りんご、ゼラチン



「特定原材料に準ずるもの」のうち、「カシューナッツ」について

現在、木の実類の中で、くるみに次いで症例数の増加等が認められています。まだ木の実類のアレルギー表示をしていない場合は、健康被害防止の観点から、可能な限り表示するようにしましょう。

(参考資料 消費者庁・福島県HP)

